

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百二十五（特定管理職員にあつては百分の百五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の六十五）に引き下げること。また、再任用職員の期末手当について、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、十二月期の支給割合を百分の三十二・五に引き下げること。（法第一条の規定による改正後の第十九条の四第二項及び第三項関係）

二 期末手当について、六月期の支給割合を百分の百二十七・五（特定管理職員にあつては百分の百七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の六十七・五）に引き下げ、十二月期の支給割合を百分の百二十七・五（特定管理職員にあつては百分の百七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の六十七・五）に引き上げること。また、再任用職員の期末手当について、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、六月期の支給割合を百分の三十五に引き下げ、十二月期の支給割合を百分の三十五に引き上げること。（法第二条の規定による改正後の第十九条の四第二項及び第三項関係）

）

第二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

一 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百六十五に引き下げること。（法第三条の規定による改正後の第七条第二項関係）

二 期末手当について、六月期の支給割合を百分の百六十七・五に引き下げ、十二月期の支給割合を百分の百六十七・五に引き上げること。（法第四条の規定による改正後の第七条第二項関係）

第三 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

一 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百六十五に引き下げること。（法第五条の規定による改正後の第八条第二項関係）

二 期末手当について、六月期の支給割合を百分の百六十七・五に引き下げ、十二月期の支給割合を百分の百六十七・五に引き上げること。（法第六条の規定による改正後の第八条第二項関係）

第四 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第一の二、第二の二及び第三の二は、令和三年四月一日から施行すること。